

厚生労働省和歌山労働局発表
令和7年8月29日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課 長 青山 武司
地方障害者雇用担当官 市田 美律雄
電話 073-488-1161

障害者雇用に優良な中小事業主として 社会福祉法人同仁会を認定（もにす認定制度）します ～紀中地域で初・老人福祉介護事業で初の認定～

和歌山労働局（局長 中山 始）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用にに関する優良な中小事業主に対する認定事業主（もにす認定事業主）」として、社会福祉法人同仁会（理事長 辻 寛）を令和7年9月26日に認定し、下記のとおり、認定事業主に対する認定通知書交付式を執り行います。

認定通知書交付式

- 日 時： 令和7年9月26日（金） 10：30から
- 場 所： 社会福祉法人 同仁会 新館3階会議室
- 認定事業主： 社会福祉法人 同仁会 日高郡印南町山口150番地1



共に進む（**もにす**すむ）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられました。

※ 「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、厚生労働省ホームページの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。